様式第二十七号（第二十四条関係）

建設業法摘要

第二十六条の二十一　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条　国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

建設業法第三十一条第二項において準用する同法第二十六条の二十一第二項の規定による立入検査証

都道府県知事　印

所属部局課名

身分及び職名

氏　　名

生年月日

様式第二十九号（第二十五条関係）

（略）

記載要領

1　（略）

2　「専任の有無」の欄は、法第26条第３項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。

3　（略）

4　「資格者交付番号」の欄は、法第26条第３項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者の場合を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5・6　（略）

様式第二十七号（第二十四条関係）

建設業法摘要

第二十六条の二十一　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条　国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

建設業法第三十一条第二項において準用する同法第二十六条の二十一第二項の規定による立入検査証

都道府県知事　印

所属部局課名

身分及び職名

氏　　名

生年月日

様式第二十九号（第二十五条関係）

（略）

記載要領

1　（略）

2　「専任の有無」の欄は、法第26条第３項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第１号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第２号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。

3　（略）

4　「資格者交付番号」の欄は、法第26条第３項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第１号若しくは第２号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5・6　（略）